

(公印・契印省略)

総情放第92号
令和6年9月11日

日本放送協会
会長 稲葉 延雄 殿

総務省情報流通行政局長
豊嶋 基暢

ラジオ国際放送等に関する問題への対応について（注意）

貴協会が令和6年8月19日に放送したラジオ国際放送等の中国語ニュースにおいて、自らの番組基準に抵触する放送が行われたことは、我が国に対する正しい認識を培うことによって国際親善の増進等を図る重要な役割を有する国際放送を担う公共放送としての使命に反するものであり、誠に遺憾である。

放送法（昭和25年法律第132号）第5条第1項においては、「放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない」とされているところ、今回の事案はこの規定に抵触するものと認められる。

よって、今後、このようなことがないよう注意する。

貴協会は、昨日、再発防止策等を公表したところであるが、今後このような問題が再び発生することがないよう、公共放送としての社会的責任を深く認識し、放送法及び番組基準などの遵守及びその徹底はもとより、再発防止策の徹底及びその遵守状況の公表を行うことを要請する。